

小規模特別養護老人ホームころののだの里 入居料金表

ユニット型地域密着型介護老人福祉施設サービス費(基本サービス費)

介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
単位数	682 単位/日	753 単位/日	828 単位/日	901 単位/日	971 単位/日

加算	算定要件	単位数
日常生活継続支援加算	1.前6ヵ月又は前12ヶ月間における新規入居者のうち、要介護4～5の占める者の割合が70%以上であること 2.前6ヵ月又は前12ヶ月間における新規入居者のうち、日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められる者の占める割合が65%以上であること 3.新規入所者のうち、たんの吸引等が必要な利用者の占める割合が入所者の15%以上であること 4.介護福祉士の数が、常勤換算方法で6人以上配置していること 5.4及び1～3のいずれかの要件をみたすこと	46 単位/日
看護体制加算	(I) 常勤の看護師を1名配置していること	12 単位/日
	(II) ・看護職員を常勤換算方法で2名以上配置していること。 ・病院若しくは訪問看護ステーションの看護職員との連携により、24時間連絡できる体制を確保していること	23 単位/日
夜勤職員配置加算	【夜勤職員配置加算の要件】 ・夜勤を行う介護職員・看護職員の数が、基準員数を1名以上上回っている場合に加算 【見守り機器を導入した場合の夜勤職員配置加算の要件】 (II) イ ・夜勤時間帯の夜勤職員数:夜勤職員の最低基準+0.9名分の人員を多く配置していること ・入所者の動向を検知できる見守り機器を入所者数の15%以上に設置していること ・施設内に見守り機器を安全かつ有効に活用するための委員会を設置し、必要な検討等が行われていること	46 単位/日
	【夜勤職員配置加算の要件】 ・夜勤を行う介護職員・看護職員の数が、基準員数を1名以上上回っている場合に加算 ・夜勤時間帯を通じて、看護職員を配置していること又は喀痰吸引等の実施ができる介護職員を配置していること (IV) イ 【見守り機器を導入した場合の夜勤職員配置加算の要件】 ・夜勤時間帯の夜勤職員数:夜勤職員の最低基準+0.9名分の人員を多く配置していること ・入所者の動向を検知できる見守り機器を入所者数の15%以上に設置していること ・施設内に見守り機器を安全かつ有効に活用するための委員会を設置し、必要な検討等が行われていること	61 単位/日
生活機能向上連携加算	(I) 1.指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は医師の助言に基づき、施設の機能訓練指導員等が共同して利用者の身体状況等の評価及び個別機能訓練計画の作成を行っていること 2.個別機能訓練計画に基づき、利用者の身体機能又は生活機能の向上を目的とする機能訓練の項目を準備し、機能訓練指導員等が利用者の心身の状況に応じた機能訓練を適切に提供していること 3.1の評価に基づき、個別機能訓練計画の進捗状況等を3ヶ月ごとに1回以上評価し、利用者又はその家族に対し、機能訓練の内容と個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し、必要に応じて訓練内容の見直し等を行っていること。	100 単位/月
	(II) 1.指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士等が、施設を訪問し、当該施設の機能訓練指導員等が共同して利用者の身体状況等の評価及び個別機能訓練計画の作成を行っていること。 2.個別機能訓練計画に基づき、利用者の身体機能又は生活機能向上を目的とする機能訓練の項目を準備し、機能訓練指導員等が利用者の心身の状況に応じた機能訓練を適切に提供していること。 3.1の評価に基づき、個別機能訓練計画の進捗状況等を3ヶ月ごとに1回以上評価し、利用者又はその家族に対し、機能訓練の内容と個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し、必要に応じて訓練内容の見直し等を行っていること。	200 単位/月

個別機能訓練加算	(I)	専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員等を1名以上配置し、都道府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設において機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員、その他の職種の者が共同して入所者ごとに個別機能訓練計画を作成し、当該計画に基づき、計画的に機能訓練を行った場合に加算	12 単位/日
	(II)	個別機能訓練加算(I)を算定している場合であって、かつ、個別機能訓練計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、機能訓練の実施に当たって、当該情報その他機能訓練の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用した場合に加算	20 単位/月
	(III)	・個別機能訓練加算(II)を算定していること ・口腔衛生管理加算(II)及び栄養マネジメント強化加算を算定していること ・入所者ごとに、理学療法士等が、個別機能訓練計画の内容等の情報その他個別機能訓練の適切かつ有効な実施のために必要な情報、入所者の口腔の健康状態に関する情報及び入所者の栄養状態に関する情報を相互に共有していること ・共有した情報を踏まえ、必要に応じて個別機能訓練計画の見直しを行い、見直しの内容について、理学療法士等の関係職種間で共有していること	20 単位/月
ADL維持等加算	(I)	イ. 利用者等(当該施設等の評価対象利用期間が6月を超える者)の総数が10人以上であること ロ. 利用者等全員について、利用開始月と、当該月の翌月から起算して6月目(6月目にサービスの利用がない場合はサービスの利用があった最終月)において、Barthel Indexを適切に評価できる者がADL値を測定し、測定した日が属する月ごとに厚生労働省に提出していること ハ. 利用開始月の翌月から起算して6月目の月に測定したADL値から利用開始月に測定したADL値を控除し、初月のADL値や要介護認定の状況等に応じた値を加えて得た値(調整済ADL利得)について、利用者等から調整済ADL利得の上位及び下位それぞれ1割の者を除いた者を評価対象利用者等とし、評価対象利用者等の調整済ADL利得を平均して得た値が1以上であること	30 単位/月
	(II)	・ADL維持等加算(I)のイとロの要件を満たすこと ・評価対象利用者等の調整済ADL利得を平均して得た値が3以上であること。	60 単位/月
若年性認知症入所者受入加算		受け入れた若年性認知症入所者ごとに個別の担当者を定めている場合に加算(認知症行動・心理症状緊急対応加算を算定している場合は算定しない)	120 単位/日
常勤専従医師配置加算		常勤の医師を1名以上配置している場合に加算	25 単位/日
精神科医師定期的療養指導加算		認知症である入居者が全入所者の3分の1以上を占める指定介護老人福祉施設において、精神科を担当する医師による定期的な療養指導が月2回以上行われた場合に加算	5 単位/日
障害者生活支援体制加算		視覚、聴覚、言語、知的、精神障害である入所者の占める割合が100分の30以上である施設において、視覚障害者等に対する生活支援に関し専門性を有する者として障害者生活支援員であって専ら障害者生活支援員としての職務に従事する常勤の職員であるものを1名以上配置している場合に加算	26 単位/日
		入所者のうち、視覚障害者等である入所者の占める割合が100分の50以上である施設において、障害者生活支援員であって専ら障害者生活支援員としての職務に従事する常勤の職員であるものを2名以上配置している場合に加算	41 単位/日
入院・外泊時加算		入院又は外泊した翌日から当該月6日間加算(ただし、外泊の初日及び最終日は算定しない)	246 単位/日
外泊時在宅サービス利用費用		入所者に対して居宅における外泊を認め、施設が居宅サービスを提供する場合は、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき算定する(外泊の初日及び最終日は算定せず「入院・外泊時加算」に掲げる単位を算定する場合は算定しない)	560 単位/日
初期加算		入居日から30日まで加算	30 単位/日
退所時栄養情報連携加算		・厚生労働大臣が定める特別食(疾病治療の直接手段として、医師の発行する食事箋に基づき提供された適切な栄養量及び内容を有する腎臓病食、肝臓病食、糖尿病食、胃潰瘍食、貧血食、膵臓病食、脂質異常症食、痛風食、嚥下困難者のための流動食、経管栄養のための濃厚流動食及び特別な場合の検査食(単なる流動食及び軟食を除く。))を必要とする入所者又は低栄養状態であると医師が判断した入所者 ・管理栄養士が、退所先の医療機関等に対して、当該者の栄養管理に関する情報を提供する ・1月につき1回を限度として所定単位数を算定	70 単位/回
再入所時栄養連携加算		入所(以下「一次入所」という。)している者が退所し、当該者が病院又は診療所に入院した場合であって、当該者が退院した後に再度当該施設に入所(以下「二次入所」という。)する際、厚生労働大臣が定める特別食(※疾病治療の直接手段として、医師の発行する食事箋に基づき提供された適切な栄養量及び内容を有する腎臓病食、肝臓病食、糖尿病食、胃潰瘍食、貧血食、膵臓病食、脂質異常症食、痛風食、嚥下困難者のための流動食、経管栄養のための濃厚流動食及び特別な場合の検査食(単なる流動食及び軟食を除く。))等を必要とする者が当該病院又は診療所の管理栄養士と連携し当該者に関する栄養ケア計画を策定した場合に、入所者1人につき1回を限度として加算	200 単位/回
退所前訪問相談援助加算		1.入所期間が1月を超えると見込まれる入所者の退所に先立って当該入所者が退所後生活する居宅を訪問し、当該入所者及びその家族等に対して退所後の居宅サービス等について相談援助を行った場合に、入所中1回を限度として加算 2.入所者が退所後にその居宅でなく、たの社会福祉施設等に入所する場合であって、当該入所者の同意を得て、当該社会福祉施設等を訪問し、連絡調整、情報提供等を行ったときも同様に加算	460 単位/回

退所後訪問相談援助加算	1.入所者の退所後30日以内に当該入所者の居宅を訪問し、当該入所者及びその家族等に対して相談援助を行った場合に、退所後1回を限度として加算 2.入所者が退所後にその居宅でなく、他の社会福祉施設に入所する場合であって、当該入所者の同意を得て、当該社会福祉施設等を訪問し、連絡調整、情報提供を行った場合にも加算	460 単位/回
退所時相談援助加算	1.入所期間が1ヶ月を超える入所者が退所し、その居宅において居宅サービス等を利用する場合において、当該入所者の退所時に、当該入所者及びその家族等に対して、退所後の居宅サービス等について相談援助を行い、かつ、当該入所者の退所後の居宅地を管轄する市町村及び老人介護支援センターに対して当該入所者の介護状況を示す文章を添えて当該入所者に係る居宅サービス等に必要な情報提供を行った場合に加算 2.入所者が退所後にその居宅でなく、他の社会福祉施設等に入所する場合であって、当該入所者の同意を得て、当該社会福祉施設等に対して当該入所者の介護状況を示す文章を添えて当該入所者の処遇に必要な情報提供した場合にも加算	400 単位/回
退所前連携加算	入居期間が1月を超える入居者が退居し、その居宅において居宅サービス等を利用する場合において、当該入居者の退所に先立って当該入居者が利用を希望する指定居宅介護支援事業者に対して、当該入居者の同意を得て、当該入居者の介護状況を示す文書を添えて当該入居者に係る居宅サービス等に必要な情報提供し、かつ、当該指定居宅介護支援事業者と連携して退居後の居宅サービス等の利用に関する調整を行った場合に、入居者1人につき1回を限度として加算	500 単位/回
退所時情報提供加算	入所者が退所し、医療機関に入院する場合において、当該医療機関に対して、当該入所者の同意を得て、当該入所者の心身の状況、生活歴等の情報を提供した上で、当該入所者の紹介を行った場合に、入所者1人につき1回に限り加算	250 単位/回
協力医療機関連携加算	協力医療機関との間で、入所者等の同意を得て、当該入所者等の病歴等の情報を共有する会議を定期的開催している場合に加算	
	(1) 協力医療機関が下記の①～③の要件を満たす場合 (協力医療機関の要件) ① 入所者等の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること ② 高齢者施設等からの診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること ③ 入所者等の病状が急変した場合等において、入院を要すると認められた入所者等の入院を原則として受け入れる体制を確保していること	令和6年度まで 100 単位/月 令和7年度から 50 単位/月
	(2) 上記以外の場合	5 単位/月
栄養マネジメント強化加算	1.管理栄養士を常勤換算方法で、入所者の数を五十で除して得た数以上配置していること。ただし、常勤の栄養士を一名以上配置し、当該栄養士が給食管理を行っている場合にあっては、管理栄養士を常勤換算方式で、入所者の数を七十で除して得た数以上配置していること 2.低栄養状態にある入所者又は低栄養状態のおそれのある入所者に対して、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して作成した栄養ケア計画に従い、当該入所者の栄養管理をするための食事の観察を定期的に行い、当該入所者ごとの栄養状態、心身の状況及び嗜好を踏まえた食事の調整等を実施すること 3.2に規定する以外入所者に対しても、食事の観察の際に変化を把握し、問題があると認められる場合は、早期に対応していること 4.入所者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、継続的な栄養管理の実施に当たって、当該情報その他継続的な栄養管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること	11 単位/日
経口移行加算	医師の指示に基づき、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、現に経管により食事を摂取している入所者ごとに経口による食事接種を進めるための経口移行計画を作成している場合であって、当該計画に従い、医師の指示を受けた管理栄養士等による支援が行われた場合は、当該計画が作成された日から起算して180日以内の期間に限り、1日につき所定単位数を加算	28 単位/日
経口維持加算	(I) 現に経口により食事を摂取する者であって、摂食機能障害や誤嚥を有する入所者に対して、医師又は歯科医師の指示に基づき、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、入所者の栄養管理をするための食事の観察及び会議等を行い、入所者ごとに、経口による継続的な食事の摂取を進めるための経口維持計画書作成した場合にあって、医師又は歯科医師の指示に基づき管理栄養士等が栄養管理を行った場合に加算	400 単位/月
	(II) 施設が協力歯科を定めた上で、経口維持加算(I)において行う食事の観察及び会議等に、医師(配置医師を除く)、歯科医師、歯科衛生士又は言語聴覚士のいずれか1名以上がに加わった場合に経口維持加算(I)に加えて加算	100 単位/月
口腔衛生管理加算	(I) 1.歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士の技術的助言及び指導に基づき、入所者の口腔衛生等の管理に係る計画が作成されていること 2.歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し、口腔衛生等の管理を月二回以上行うこと 3.歯科衛生士が、(1)における入所者に係る口腔衛生等の管理について、介護職員に対し、具体的な技術的助言及び指導を行うこと 4.歯科衛生士が、(1)における入所者の口腔に関する介護職員からの相談等に必要に応じ対応すること	90 単位/月
	(II) 1. I の1から4までに掲げる基準のいずれにも適合すること 2.入所者ごとの口腔衛生等の管理に係る情報を厚生労働省に提出し、口腔衛生の管理の実施に当たって、当該情報その他口腔衛生の管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。	110 単位/月
療養食加算	医師の食事せんに基づく腎臓病食や糖尿病食などの療養食を提供したときは、1日につき3回を限度として、所定単位数を加算	6 単位/回

特別通院送迎加算	透析を要する入所者であって、その家族や病院等による送迎が困難である等やむを得ない事情があるものに対して、1月に12回以上、通院のため送迎を行った場合に加算	594 単位/月
配置医師緊急時対応加算	<ul style="list-style-type: none"> 配置医師が施設の求めに応じ、早朝(午前6時から午前8時まで)、夜間(午後6時から午後10時まで)、深夜(午後10時から午前6時まで)又は配置医師の通常の勤務時間外(早朝、夜間及び深夜を除く。)に施設を訪問して入所者に対し診療を行い、かつ、診療を行った理由を記録した場合に所定単位数を算定する。ただし、看護体制加算(Ⅱ)を算定していない場合は、算定しない。 入所者に対する注意事項や病状等についての情報共有、曜日や時間帯ごとの医師との連絡方法、診療を依頼する場合の具体的な状況等について、配置医師と施設の間で、具体的な取決めがなされていること。 複数名の配置医師を置いていること又は配置医師と協力医療機関の医師が連携し、施設の求めに応じ24時間対応できる体制を確保していること。 	通常 の 勤 務 時 間 外 325 単位/回
		早朝 夜間 650 単位/回
		深夜 1,300 単位/回
看取り介護加算	<ul style="list-style-type: none"> 常勤看護師1名以上配置し、施設又は病院等の看護職員との連携による24時間の連絡体制を確保 看取り指針を定め、入所の際に本人・家族に説明し同意を得ていること 看取りに関する職員研修を実施 利用者が、医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した場合本人や家族等の同意を得て、介護計画を作成 医師、看護師、介護職員等が共同し、利用者の状態を、随時、本人や家族に説明し、同意を得て介護を実施 	
	(Ⅰ) (Ⅰ) 死亡日以前31日以上45日以下	72 単位/日
	(Ⅱ) 死亡日以前4日以上30日以下	144 単位/日
	(Ⅲ) 死亡日の前日及び前々日	680 単位/日
	(Ⅳ) 死亡日	1,280 単位/日
	<ul style="list-style-type: none"> 入所者に対する緊急時の注意事項や病状等についての情報共有の方法及び曜日や時間帯ごとの医師との連絡方法や診察を依頼するタイミングなどについて、配置医師と施設の間で、具体的な取決めがなされていること 複数名の配置医師を置いていること、若しくは配置医師と協力医療機関の医師が連携し、施設の求めに応じて24時間対応できる体制を確保していること 看護体制加算(Ⅱ)を算定していること 	
	(Ⅱ) (Ⅰ) 死亡日以前31日以上45日以下	72 単位/日
	(Ⅱ) 死亡日以前4日以上30日以下	144 単位/日
(Ⅲ) 死亡日の前日及び前々日	780 単位/日	
(Ⅳ) 死亡日	1,580 単位/日	
在宅復帰支援機能加算	<ol style="list-style-type: none"> 算定日が属する月の前6月間において当該施設から退所した者の総数のうち、当該期間内に退所し、在宅において介護を受けることとなったものの占める割合が20%を超えていること 退所者の退所した日から30日以内に、当該施設の従業者が居宅を訪問し、又は指定居宅介護支援事業者から情報提供を受けることにより、当該退所者の在宅における生活が1月以上継続する見込みであることを確認し、記録していること 	10 単位/日
在宅・入所相互利用加算	<ol style="list-style-type: none"> 在宅生活を継続する観点から複数人があらかじめ在宅期間及び入居期間を定めて当該施設の同一個室を計画的に利用しているもの 要介護3～5までの者 	40 単位/日
小規模拠点集合型施設加算	同一敷地内に複数の居住単位を設けて指定地域密着型介護福祉施設入所者生活介護を行っている施設において、5人以下の居住単位に入居している場合に加算	50 単位/日
認知症専門ケア加算	<ol style="list-style-type: none"> 入居者の総数のうち、日常生活に支障をきたすおそれのある症状若しくは行動が認められることから介護を必要とする認知症の者の占める割合が50%以上であること 認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を、対象者の数が20人未満である場合にあっては1以上、当該対象者の数が20人以上である場合にあっては1に当該対象者の数が19を超えて10又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上配置し、チームとして専門的な認知症ケアを実施していること 当該施設の従業者に対して認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的に開催していること 	3 単位/日
	<ol style="list-style-type: none"> Iの基準のいずれにも適合すること 認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了している者を1名以上配置し、事業所又は施設全体の認知症ケアの指導等を実施していること 当該事業所又は施設における介護職員、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し、当該計画に従い、研修を実施又は実施を予定していること 	4 単位/日

認知症チームケア推進加算	(I)	(1) 事業所又は施設における利用者又は入所者の総数のうち、周囲の者による日常生活に対する注意を必要とする認知症の者の占める割合が2分の1以上であること (2) 認知症の行動・心理症状の予防及び出現時の早期対応(以下「予防等」という。)に資する認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了している者又は認知症介護に係る専門的な研修及び認知症の行動・心理症状の予防等に資するケアプログラムを含んだ研修を修了した者を1名以上配置し、かつ、複数人の介護職員から成る認知症の行動・心理症状に対応するチームを組んでいること (3) 対象者に対し、個別に認知症の行動・心理症状の評価を計画的に行い、その評価に基づく値を測定し、認知症の行動・心理症状の予防等に資するチームケアを実施していること (4) 認知症の行動・心理症状の予防等に資する認知症ケアについて、カンファレンスの開催、計画の作成、認知症の行動・心理症状の有無及び程度についての定期的な評価、ケアの振り返り、計画の見直し等を行っていること。	150 単位/月
	(II)	・(I)の(1)、(3)及び(4)に掲げる基準に適合すること ・認知症の行動・心理症状の予防等に資する認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を1名以上配置し、かつ、複数人の介護職員から成る認知症の行動・心理症状に対応するチームを組んでいること	120 単位/月
認知症行動・心理症状緊急対応加算	医師が認知症の行動・心理症状が認められるため在宅での生活が困難であり緊急に入居することが適当であると判断したものに對し、入居した日から起算して7日を限度として1日につき加算	200 単位/日	
褥瘡マネジメント加算	(I)	イ. 入所者又は利用者ごとに、施設入所時又は利用開始時に褥瘡の有無を確認するとともに、褥瘡の発生と関連のあるリスクについて、施設入所時又は利用開始時に評価し、その後少なくとも3月に1回評価すること ロ. イの確認及び評価の結果等の情報を厚生労働省に提出し、褥瘡管理の実施に当たって、当該情報その他褥瘡管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること ハ. イの確認の結果、褥瘡が認められ、又はイの評価の結果、褥瘡が発生するリスクがあるとされた入所者又は利用者ごとに、医師、看護師、介護職員、管理栄養士、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、褥瘡管理に関する褥瘡ケア計画を作成していること ニ. 入所者又は利用者ごとの褥瘡ケア計画に従い褥瘡管理を実施するとともに、その管理の内容や入所者又は利用者の状態について定期的に記録していること ホ. イの評価に基づき、少なくとも3月に1回、入所者又は利用者ごとに褥瘡ケア計画を見直していること	3 単位/月
	(II)	褥瘡マネジメント加算(I)の算定要件を満たしている施設等において、施設入所時等の評価の結果、褥瘡の認められた入所者等について、当該褥瘡が治癒したこと、又は褥瘡が発生するリスクがあるとされた入所者等について、褥瘡の発生のないこと	13 単位/月
排せつ支援加算	(I)	イ. 排せつに介護を要する入所者等ごとに、要介護状態の軽減の見込みについて、医師又は医師と連携した看護師が施設入所時等に評価するとともに、少なくとも3月に1回、評価を行い、その評価結果等を厚生労働省に提出し、排せつ支援に当たって当該情報等を活用していること ロ. イの評価の結果、適切な対応を行うことにより、要介護状態の軽減が見込まれる者について、医師、看護師、介護支援専門員等が共同して、排せつに介護を要する原因を分析し、それに基づいた支援計画を作成し、支援を継続して実施していること ハ. イの評価に基づき、少なくとも3月に1回、入所者等ごとに支援計画を見直していること	10 単位/月
	(II)	・(I)の算定要件を満たしている施設等において、適切な対応を行うことにより、要介護状態の軽減が見込まれる者 ・施設入所時等と比較して、排尿・排便の状態の少なくとも一方が改善するとともに、いずれにも悪化がないこと ・又はおむつ使用ありから使用なしに改善していること ・又は施設入所時・利用開始時に尿道カテーテルが留置されていた者について、尿道カテーテルが抜去されたこと。	15 単位/月
	(III)	・(I)の算定要件を満たしている施設等において、適切な対応を行うことにより、要介護状態の軽減が見込まれる者 ・施設入所時等と比較して、排尿・排便の状態の少なくとも一方が改善するとともに、いずれにも悪化がない ・又は施設入所時・利用開始時に尿道カテーテルが留置されていた者について、尿道カテーテルが抜去されたこと ・かつ、おむつ使用ありから使用なしに改善していること	20 単位/月
自立支援促進加算	1. 医師が入所者ごとに、施設入所時に自立支援に係る医学的評価を施設入所時に行い、その後少なくとも3月に一回医学的評価の見直しを行うとともに、その医学的評価の結果等の情報を厚生労働省に提出し、自立支援の促進に当たって、当該情報その他自立支援の適切かつ有効な促進のために必要な情報を活用していること 2.1の医学的評価の結果、自立支援の促進が必要であるとされた入所者ごとに、医師、看護職員、介護職員、介護支援専門員、その他の職種の者が共同して、自立支援に係る支援計画を策定し、支援計画に従ったケアを実施していること 3.1の医学的評価に基づき、少なくとも三月に一回、入所者ごとに支援計画を見直していること 4. 医師が自立支援に係る支援計画の策定等に参加していること	280 単位/月	

科学的介護推進体制加算	(I)	1.入所者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の入所者の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出していること 2.必要に応じて施設サービス計画を見直すなど、サービスの提供に当たって、1に規定する情報その他サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること	40 単位/月
	(II)	1. I に規定する情報に加えて、入所者ごとの疾病の状況等の情報を、厚生労働省に提出していること。	50 単位/月
安全対策体制加算		事故発生の防止のための指針の作成・委員会の開催・従業者に対する研修の実施及びこれらを適切に実施するための担当者の配置を備えた体制に加えて、当該担当者が安全対策に係る外部の研修を受講し、組織的に安全対策を実施する体制を備えている場合に加算	20 単位/回
高齢者施設等感染対策向上加算	(I)	・感染症法第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を行う体制を確保していること ・協力医療機関等との間で新興感染症以外の一般的な感染症の発生時等の対応を取り決めるとともに、感染症の発生時等に協力医療機関等と連携し適切に対応していること ・診療報酬における感染対策向上加算又は外来感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関又は地域の医師会が定期的に行う院内感染対策に関する研修又は訓練に1年に1回以上参加していること	10 単位/月
	(II)	診療報酬における感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関から、3年に1回以上施設内で感染者が発生した場合の感染制御等に係る実地指導を受けていること	5 単位/月
新興感染症等施設療養費		入所者等が別に厚生労働大臣が定める感染症に感染した場合に相談対応、診療、入院調整等を行う医療機関を確保し、かつ、当該感染症に感染した入所者等に対し、適切な感染対策を行った上で、該当する介護サービスを行った場合に、1月に1回、連続する5日を限度として算定	240 単位/日
生産性向上推進体制加算	(I)	・(II)の要件を満たし、(II)のデータにより業務改善の取組による成果が確認されていること ・見守り機器等のテクノロジーを複数導入していること ・職員間の適切な役割分担(いわゆる介護助手の活用等)の取組等を行っていること ・1年以内ごとに1回、業務改善の取組による効果を示すデータの提供(オンラインによる提出)を行うこと。	100 単位/月
	(II)	・利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催や必要な安全対策を講じた上で、生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的に行っていること ・見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入していること。 ・1年以内ごとに1回、業務改善の取組による効果を示すデータの提供(オンラインによる提出)を行うこと	10 単位/月
サービス提供体制強化加算	(I)	以下のいずれかに該当すること ・介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が80%以上の場合 ・介護職員の総数のうち、勤続年数10年以上の介護福祉士の占める割合が35%以上であること。(日常生活継続支援加算を算定している場合は算定しない)	22 単位/日
	(II)	介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が60%以上の場合 (日常生活継続支援加算を算定している場合は算定しない)	18 単位/日
	(III)	以下のいずれかに該当すること 1.介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が50%以上の場合 2.看護・介護職員の総数のうち、常勤職員の占める割合が75%以上の場合 3.入所者に直接提供する職員の総数のうち、勤続年数7年以上の者の占める割合が30%以上の場合。	6 単位/日
介護職員等処遇改善加算	(I)	キャリアパス要 I、II、IIIの全て+職場環境等要件を満たすこと キャリアパス要件 I 職位・職責・職務内容等に応じた任用要件と賃金体系を整備すること キャリアパス要件 II 資質向上のための計画を策定して研修の実施又は研修の機会を確保すること キャリアパス要件 III 経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けること 【キャリアパス要件IIIによる昇給の仕組みの例】 ・「勤続年数」や「経験年数」などに応じて昇給する仕組み ・「介護福祉士」や「実務者研修修了者」などの取得に応じて昇給する仕組み ・「実技試験」や「人事評価」などの結果に基づき昇給する仕組み 職場環境等要件 賃金改善以外の処遇改善(職場環境の改善など)の取組を実施すること ※就業規則等の明確な書面での整備・全ての介護職員への周知を含む	当該月の合計単位数の14.0%
地域加算		地域区分:7級地(金沢市)	1単位10.14円

介護保険負担割合証

負担割合	所得基準
1割負担	<ul style="list-style-type: none"> ・以下に当てはまらない方
2割負担	<ul style="list-style-type: none"> ・65歳以上で本人の合計所得金額が160万円以上220万円未満 ・年金収入＋その他の合計所得金額が、単身世帯で280万円以上、または65歳以上の人が2人以上いる世帯で346万円以上がある方 ・単身で年金収入のみの場合は280万円以上に相当
3割負担	<ul style="list-style-type: none"> ・65歳以上で本人の合計所得金額が220万円以上の方 ・年金収入＋その他合計所得金額が、単身世帯で340万円以上、または65歳以上の人が2人以上いる世帯で463万円以上がある方 ・単身で年金収入のみの場合は344万円以上に相当

※合計所得金額＝給与収入や事業収入などから給与所得控除や必要経費を控除した金額

自己負担料金

項目	要件		金額	
	負担段階	所得要件	資産要件	
食 費	第一段階	<ul style="list-style-type: none"> ・生活保護受給者 ・世帯(世帯を分離している配偶者を含む。以下同じ。)全員が市町村民税非課税である老齢福祉年金受給者 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 要件なし 預貯金等が1,000万円以下の方(夫婦で2,000万以下の方) 	300 円/日
	第二段階	<ul style="list-style-type: none"> ・世帯全員(世帯分離している配偶者も含む)が住民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が年間で80.9万円以下の方 	<ul style="list-style-type: none"> 預貯金等が650万円以下の方(夫婦で1,650万円以下の方) 	390 円/日
	第三段階①	<ul style="list-style-type: none"> ・世帯全員(世帯分離している配偶者も含む)が住民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が年間で80.9万円超120万円以下の方 	<ul style="list-style-type: none"> 預貯金等が550万円以下の方(夫婦で1,550万円以下の方) 	650 円/日
	第三段階②	<ul style="list-style-type: none"> ・世帯全員(世帯分離している配偶者も含む)が住民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が年間で120万円超の方 	<ul style="list-style-type: none"> 預貯金等が500万円以下の方(夫婦で1,500万円以下の方) 	1,360 円/日
	第四段階	<ul style="list-style-type: none"> ・住民税課税世帯の方 ・別世帯の配偶者が住民税課税の方 ・市民税非課税世帯(別世帯の配偶者も非課税)でも預貯金等が単身1,000万円、夫婦2,000万円を超える場合のいずれかに該当する方 	<ul style="list-style-type: none"> 利用者負担段階に応じた上記資産要件を満たさない方 	1,670 円/日
朝食 500円 昼食 610円 夕食 560円				
居住費	第一段階	<ul style="list-style-type: none"> ・生活保護受給者 ・世帯(世帯を分離している配偶者を含む。以下同じ。)全員が市町村民税非課税である老齢福祉年金受給者 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 要件なし 預貯金等が1,000万円以下の方(夫婦で2,000万以下の方) 	880 円/日
	第二段階	<ul style="list-style-type: none"> ・世帯全員(世帯分離している配偶者も含む)が住民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が年間で80.9万円以下の方 	<ul style="list-style-type: none"> 預貯金等が650万円以下の方(夫婦で1,650万円以下の方) 	880 円/日
	第三段階①	<ul style="list-style-type: none"> ・世帯全員(世帯分離している配偶者も含む)が住民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が年間で80.9万円超120万円以下の方 	<ul style="list-style-type: none"> 預貯金等が550万円以下の方(夫婦で1,550万円以下の方) 	1,370 円/日
	第三段階②	<ul style="list-style-type: none"> ・世帯全員(世帯分離している配偶者も含む)が住民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が年間で120万円超の方 	<ul style="list-style-type: none"> 預貯金等が500万円以下の方(夫婦で1,500万円以下の方) 	1,370 円/日
	第四段階	<ul style="list-style-type: none"> ・住民税課税世帯の方 ・別世帯の配偶者が住民税課税の方 ・市民税非課税世帯(別世帯の配偶者も非課税)でも預貯金等が単身1,000万円、夫婦2,000万円を超える場合のいずれかに該当する方 	<ul style="list-style-type: none"> 利用者負担段階に応じた上記資産要件を満たさない方 	2,400 円/日
電気使用料	電気毛布・アンカ・テレビなど家電製品を持ち込まれる方		一点につき	50 円/日
理美容代	実費相当			
その他	1. 健康管理費(予防接種等)、内服薬の料金、行事・趣味・レクリエーションの費用、看取りに必要な物品、その他日常生活上必要となる物品等については実費となります。 2. 職員の配置状況やご利用者の身体状態等により加算算定に変更が生じる場合があります。			